

永田クラブ  
厚生労働省記者クラブ  
農林水産省記者クラブへ貼り出し

平成 19 年 2 月 22 日  
内閣府食品安全委員会事務局

**ジメトモルフに係る食品健康影響評価  
に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集について**

標記の件について、別紙のとおり、平成 19 年 2 月 22 日から平成 19 年 3 月 23 日までの間、御意見・情報の募集を行いますのでお知らせします。

**【本件連絡先】**

内閣府食品安全委員会事務局  
評価課 都築、宇木、野坂、青木  
電話:03(5251)9145, 9227, 9146, 9147

※ この「プレスリリース版」には、業務の効率化などの観点から、審議結果(案)は添付されていません。食品安全委員会のホームページ掲載の審議結果(案)をご覧ください。

食品安全委員会ホームページ <http://www.fsc.go.jp/> から、「意見募集等」コーナーへ。

(別紙)

**ジメトモルフに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)  
についての御意見・情報の募集**

平成 19 年 2 月 22 日  
内閣府食品安全委員会事務局評価課

**概要**

厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められたジメトモルフに係る食品健康影響評価(平成18年5月23日付け厚生労働省発食安第0523001号及び平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718039号)については、平成18年12月25日に開催された第2回農薬専門調査会確認評価第一部会及び平成19年2月7日に開催された第10回農薬専門調査会幹事会において審議され、審議結果については、広く国民の皆様から御意見・情報を募った上で、食品安全委員会に報告することとなりました。つきましては、別添の審議結果(案)について、御意見・情報を募集いたします。

また、御意見等については、科学的な根拠となるものや出典等についても併せてお知らせいただければ幸いです(電話による御意見の受付はしていません)。

なお、お寄せいただいた御意見・情報については、農薬専門調査会の専門委員による検討結果等とともに公開させていただきますので、その旨御了承願います。

**意見・情報の提出方法**

電子メール、ファックス又は郵送いずれかの方法で下記の事項を記入の上、提出してください。

**【記入事項】**

- |  |
|--|
| ①「ジメトモルフに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)」について<br>②氏名(法人の場合は会社名・部署名等)、③職業、④住所、⑤電話番号、⑥御意見・情報 |
|--|

**【宛先】** 内閣府食品安全委員会事務局評価課内

「農薬(ジメトモルフ)の食品健康影響評価」意見募集担当宛

- 電子メールの場合：食品安全委員会ホームページの下記 URL より送信可能です。

<http://www.iijnet.or.jp/cao/shokuhin/opinion-dimethomorph.html>

- ファックスの場合：03-3591-2236
- 郵送の場合：

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階

**なお、電子メール、ファックスでお送りいただく場合には、表題を「ジメトモルフの食品健康影響評価についての御意見・情報の募集」としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きいただきますようお願いいたします。**

**【締切り】 平成19年3月23日(金) 17:00必着**

**【提出上の注意】**

- 御提出いただく御意見・情報は、日本語に限らせていただきます。
- 個人は、氏名・職業・住所・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記載して下さい。なお、これらは、必要に応じ当方からお問い合わせをさせていただく場合や意見・情報がどのような立場からのものかを確認するためにお尋ねしております。
- 電子メールにより提出いただく場合で、その内容を別ファイルとして添付される場合は、内容を読み出せない場合がございますので、必ずテキスト形式のファイルとして添付して下さい。